

## 小山市最低制限価格取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格制度（予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度をいう。）の手続きについて定めるものとする。

### (対象)

第2条 この要領の対象となる競争入札は、予定価格が130万円を超える建設工事の請負契約に係るものとする。ただし、小山市低入札価格調査制度事務処理要領の適用を受ける競争入札及び市長が特に認める競争入札を除く。

### (最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、工事の性質上、前項の規定により難しいものについては、工事価格に10分の7.5から10分の9.2の範囲内で予定価格決定者が定める割合を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額を最低制限価格とすることができる。

3 前2項の最低制限価格は、予定価格調書に明記するものとする。

### (入札参加者への周知)

第4条 最低制限価格を設けたときは、入札公告又は指名通知にその旨を明記するものとする。

2 最低制限価格の公表は、契約締結後に行うものとする。

(落札者の決定)

第5条 市長は、最低制限価格を設けた入札について、当該最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者を落札者とししないものとする。

2 前項の最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者は、当該申込みに係る再度の入札に申し込むことができないものとする。

3 市長は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者又は落札候補者とするものとする。

#### 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知をするものから適用する。

この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知をするものから適用する。